

(公 印 省 略)

分 医 発 第 2361 号
令 和 7 年 10 月 9 日

各 郡 市 等 医 師 会 長 殿

大 分 県 医 師 会 長 河 野 幸 治

日 医 年 金 脱 退 一 時 金 の 適 用 利 率 に つ い て

標記の件につきまして、別添の通り日本医師会長より脱退一時金の適用利率が決定された旨、通知がありましたのでお知らせいたします。

日医発第1056号（年福）

令和7年9月24日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

日医年金 脱退一時金の適用利率について

日本医師会年金制度の事業運営につきましては、日頃よりご協力賜り厚く御礼申し上げます。

この度、第58期(令和7年10月1日～令和8年9月30日)の脱退一時金の適用利率は、下記のとおり決定されましたので、ご連絡申し上げます。

医師年金の加入者が全部または一部脱退するときに支払われる脱退一時金は、それまで積み立ててきた保険料に一定の利息を付して支払うことになっております。その際に適用される利率は、年金規程施行細則第9条により、毎年9月1日時点の市中の預金金利を参考に年金委員会にて決定することとされております。

記

1. 適用利率 : 0.20%
2. 適用期間 : 令和7年10月1日～令和8年9月30日

【参 考】

＜日本医師会年金規程施行細則＞

(脱退一時金利率および脱退一時金額)

第9条 年金規程第29条第5項に規定する脱退一時金計算のための利率は、つぎの各号のとおり取り扱う。

- (1) 制度発足日から平成8年9月末日までの期間に対応する利率は、年5.5%とする。
- (2) 平成8年10月1日からの期間に対応する利率は、毎年見直すこととし、毎年9月1日時点の市中の預金金利を参考に年金委員会で決定のうえ、同年10月1日から翌年9月末日までの間使用する。

- 2 脱退一時金額は、前項の規定により計算対象期間毎に個別に決定された利率に基づいて計算した元利合計額とする。